

県内の食料品製造業者の皆様をサポートします！

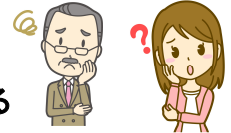
申請者募集

認定されると
最大300万円
までご支援

新たな市場進出など販路を見据えた計画を策定し、積極的に取り組む食料品製造業者を募集します！！

このような悩みを抱えている企業の皆様を支援します

首都圏へ営業しているけれど、交通費・滞在費が高くて困っている
販路開拓・商品開発・設備投資をセットで支援する補助金があればよいのに・・・



計画名 長崎県フード・バリューアップ事業計画

募集期間 平成31年4月15日(月) ~ 5月24日(金)

募集対象 売上が概ね1億円から5億円程度の食料品製造業者

どのような計画が認定されますか？

「県産材」「歴史（ストーリー）」「便利食」「安全・安心・機能性」などに着目して、ギフト用品・業務用品・日用品といった新たな市場へ進出するような計画を認定します。



計画の例

県産材を使って高品質なお菓子を開発

【対象経費】原材料費、分析・検査委託料、外部指導員への謝金など
冷凍保存食品を常温保存に変えて新たな販路を開拓

【対象経費】コンサルタント料、展示会出展費、営業スタッフ旅費など
パッケージに観光施設を表示して販路を開拓

【対象経費】資材・消耗品費、コンサルタント料、ホームページ開設費など
容器ごとレンジで温めてすぐに食べることができる便利食を開発

【対象経費】レトルト殺菌装置の導入費、パンフレット作成費など

ヘルシー食品で新たな販路を開拓

【対象経費】原材料費、分析・検査委託料、営業スタッフ旅費、商談会経費など

詳細は、裏面でご確認ください。👉

申請対象者

次に掲げる事項を全て満たす事業者

- (1) 長崎県内に主たる生産拠点を有する食品製造業者等で、本県内の生産拠点において申請にかかる事業を実施すること。
- (2) 県内の生産拠点における食料品製造業等にかかる売上高（または生産額）が概ね1億円以上から5億円程度の企業であること。

「食料品製造業者等」とは、日本標準産業分類の中分類の食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料 製造業（清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業に限る）に属する中小企業者のほか、知事が特に認めるものを指します。

認定の要件

以下の表のような、新たな市場等の販路を見据えた取組を通じ、今後5年間で付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額）が20%以上増加する事業計画を県へ提出すること

想定販売チャネル	市場ターゲット	
		プレミアム価値
コンビニ 百貨店 直販 通信販売	ギフト (贈答、土産物)	県産材 歴史 (ストーリー性) 便利食 安全・安心・機能性
高級飲食店 専門店	業務用 (外食)	
コンビニ スーパー	日用品	

長崎県フード・バリューアップ支援事業費補助金

補助率 2分の1以内 **補助限度額** 3,000千円 **事業期間** 平成32年(2020年)2月28日(金)まで

補助対象経費

事業区分	対象経費
(1)商品開発改良	商品開発改良に直接使用する原材料・資材・消耗品の購入費 商品開発改良に関する委託加工、分析・検査等に要する経費 商品開発改良の遂行に必要な職員の交通費・宿泊料 商品開発改良に関する外部指導員への謝金・交通費・宿泊料 社内研修等の講師謝金・交通費・宿泊料 外部研修の受講料・交通費・宿泊料 コンサルタント料およびコンサルタントの交通費・宿泊料 その他事業計画の実施に必要と認められる経費
(2)販路開拓	展示会・商談会出展に要する経費 商談相手企業の招聘に必要な旅費、宿泊料 認定事業に基づく営業スタッフの活動の交通費・宿泊料 コンサルタント料およびコンサルタントの交通費・宿泊料 広告宣伝、パンフレット作成、ホームページ開発・運用経費 その他事業計画の実施に必要と認められる経費
(3)設備投資	新たな市場等の開拓に直接使用する機械装置・工具器具の購入費 (付帯費用を含む) その他事業計画の実施に必要と認められる経費

設備投資に要する経費は、全体の2分の1を上限とします。

認定された企業に対する支援

認定申請書提出先及び相談先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
長崎県産業労働部 企業振興課 産地振興班
TEL 095(895)2637 / FAX 095(895)2544

詳細は、長崎県のホームページでご確認ください。
資料（募集要項、各種様式）は、ホームページからダウンロードできます。

長崎県 フード・バリューアップ 補助金

申請前に事前相談する必要があります。

